

福山大学遺伝子組換え生物安全管理部会規則

平成22年4月1日制定 規程第81号

平成31年2月27日改正

(趣 旨)

第1条 この規則は、福山大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生が、遺伝子組換え生物等の実験を行う場合に、バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2001年1月 特別締約国会合で採択）の趣旨に沿った倫理的配慮を図りつつ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）その他の遺伝子組換え生物等に関する法令（以下「法令」という。）に基づいた安全確保を図るために、福山大学研究安全倫理委員会規程第15条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 前条に規定する目的を達成するために、本学に福山大学遺伝子組換え生物安全管理部会（以下「遺伝子部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 遺伝子部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福山大学研究安全倫理委員会からの遺伝子組換え生物を取り扱う研究計画に係わる諮問への対応及び答申に関すること。
- (2) 遺伝子組換え生物を取り扱う研究に関連する遺伝子組換え実験計画の審査に関すること。
- (3) 法令に基づいた拡散防止措置の区分の判断に関すること。
- (4) 施設等（実験室、実験区域、飼育室、栽培室、特定飼育区画、特定網室等遺伝子組換え生物等を使用し、又は保管する場所をいう。）の確認に関すること。
- (5) 施設等の調査及び改善措置に関すること。
- (6) 遺伝子組換え実験についての講習を実施すること。
- (7) 遺伝子組換え実験に関し必要と認められること。

(8) その他、法令に基づいた安全管理及び緊急時への対応に関すること。

(組 織)

第4条 遺伝子部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学教員のうち、遺伝子組換え実験研究に特別な知識を有する者 6名

(2) 福山大学遺伝子組換え実験安全管理規則（以下「管理規則」という。）第2条第1項に規定する遺伝子組換え実験安全主任者 2名

(3) 動物実験安全倫理部会長

(4) 教職員及び学生の健康並びに安全に関し責任を有する事務系職員 1名

(5) その他、学長が必要と認める者

2 前項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 遺伝子部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の中から学長が指名した者とし、遺伝子部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長が指名した副部会長が、その職務を代行する。

(議 事)

第6条 遺伝子部会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

(安全性の基準)

第7条 遺伝子部会は、安全性の審査に当たっては、管理規則に従って審査を行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 遺伝子部会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なくして漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 ヒト組織・細胞又はヒトゲノム情報を外部機関に譲渡又は発信する者は、提供者特定不能となるよう適切な処理を行うこと。

(保 存)

第10条 遺伝子部会における審査の経過及び審査結果の記録は、10年間保存するものとする。

(公 開)

第11条 遺伝子部会の運営に関する事項、委員の氏名、委員の構成及び議事要旨は公開するものとする。ただし、実験等の独創性の保護に支障が生じるおそれのある部分は、遺伝子部会の議を経て非公開とすることができる。

(庶 務)

第12条 遺伝子部会の庶務は、関係部局の協力を得て、総務部企画・文書課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。